

秋田市会計年度任用職員募集要項

秋田市会計年度任用職員を次のとおり募集します。

※会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される非常勤の職員で、一会計年度内を任期として任用される一般職の地方公務員です。

1 採用予定人員および職務内容

区分	採用予定人員	職務内容
児童厚生員兼 協働活動支援員 (A)	若干名	・児童館で、児童に安全な遊びを提供するとともに、児童の健康増進と豊かな情操を育てるために様々な指導を行う。 ・子どもたちに様々な体験・交流・学習活動を提供する放課後子ども教室に必要な事務を行う。

2 勤務地

市内の児童館・児童センター・児童室（異動有り。）

※ 別紙「児童館・児童センター・児童室一覧」参照

3 選考方法

面接試験

4 応募資格

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの（注1）（注2）参照
（注1） 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
（注2） 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する場合は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募方法等

提出書類	①履歴書(顔写真添付、必要事項を記載) ②エントリーシート ③資格証明書の写し ※様式は秋田市ホームページからダウンロードできます。 【ホームページ】 https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1023081/1023144/1023206.html 【ページID】1023206 秋田市子ども未来部子ども福祉課でも配布しています。
提出方法	秋田市子ども未来部子ども福祉課へ、郵送または直接持参 電話、FAXでの受付は不可。
受付期間	期間 随時 時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※土、日、祝日および年末年始を除きます。
面接日の連絡	応募後概ね1週間以内に面接の日時を連絡します。 連絡がない場合は、子ども福祉課までご連絡ください。

6 勤務条件等

任用期間	本市の指定した月の1日から令和7年3月31日まで ※勤務実績が良好な場合や当該職の継続状況等により再度任用する可能性があります。ただし、令和8年度（令和9年3月31日まで）
------	---

	を雇用の再度任用限度とします。
勤務時間	月曜日～金曜日…午後1時30分から午後6時30分まで 土曜日、学校の休校日・長期休業日…午前8時30分から午後6時30分までの間で、原則、連続した5時間。（午前8時30分から午後1時30分までと、午後1時30分から午後6時30分までの二交代制） ※休憩時間なし ※週30時間勤務 ※所定外労働の有無 あり
勤務日	毎週月曜日から土曜日まで1週あたりの勤務日は6日、総勤務時間30時間（日、祝日および年末年始を除く。）
報酬等	報酬 日額5,008円～6,062円程度（月額132,000円～158,350円程度） ※報酬額は、学歴および職歴を換算して決定します。 ※月末締め、翌21日払い 通勤手当 あり（要件あり） 期末・勤勉手当 あり（年2回（6月、12月）計4.45月分） ※期末・勤勉手当は雇用期間により割落としがあります。 退職手当 なし その他 時間外勤務手当、休日勤務手当 等
休暇	年次有給休暇（原則10日） 夏期休暇（6～10月）服忌休暇 等
加入保険等	雇用保険、健康保険、厚生年金保険、公務災害補償

7 その他

- (1) 応募者全員に可否の結果を文書で通知します。
- (2) 応募資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。
- (3) 地方公務員法に基づき、採用時は全て条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

応募および問い合わせ先

秋田市子ども未来部子ども福祉課（放課後児童担当：稲垣）
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話 018-888-5694